

事 務 連 絡

平成23年3月31日

社団法人 全日本病院協会 御中

環境省総合環境政策局環境保健部企画課
保 健 業 務 室
特 殊 疾 病 対 策 室
石 綿 健 康 被 害 対 策 室

独立行政法人 環境再生保全機構
石 綿 健 康 被 害 救 済 部

環境保健行政につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療等の取扱いについては、既に御連絡したところでありますが、今般、医療費の請求等の事務について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）あて通知いたしましたので御連絡いたします。

貴職におかれましても会員への周知を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

用件のみにて失礼いたしますが、緊急事態であることを御理解の上、御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成23年3月31日

各都道府県 衛生主管部（局）御中

環境省総合環境政策局環境保健部企画課
保 健 業 務 室
特 殊 疾 病 対 策 室
石 綿 健 康 被 害 対 策 室

独立行政法人 環境再生保全機構
石綿健康被害救済部

東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて

標記公費負担医療等の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震被災地における「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療等の取扱いについて（依頼）」（平成23年3月14日事務連絡）により、既に連絡したところではありますが、今般、医療費の請求等の事務について、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係機関への周知方をよろしくお願いします。

なお、診療報酬の請求等の事務については、平成23年3月29日付で、厚生労働省保険局医療課より、事務連絡が別途発出されていることを申し添えます。また、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく診療報酬の請求においても、同通知の記1及び2の規定を準用することとします。

記

医療機関等は、以下の手帳の対象者であるとの申し出により、同手帳の提示を受けずに取り扱った場合は、次の方法によらねたいこと。

1. 公害医療手帳

医療機関等は、公害医療手帳の対象の申し出があった場合、認定を受けた都道府県知事又は公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の政令で定める市（別紙中1.）に照会した上で、公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書等を用いて当該自治体に請求すること。

2. 水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳等

医療機関等は、水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳、保健

手帳、水俣病被害者手帳、水俣病認定申請者医療手帳、水俣病要観察者等医療手帳及びメチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療手帳の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（別紙中2.）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

3. 石綿健康被害医療手帳

医療機関等は、石綿健康被害医療手帳の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（認定疾病にかかる医療「66141011」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所は記載する必要がないこと。

1.

(旧第一種地域)

県市区名	電話番号	所 属	郵便番号	住 所
千葉市	043-245-5186	千葉市役所 環境局環境保全部環境調整課環境保健係	〒260-0872	千葉市中央区千葉港1-1
千代田区	03-5211-8161	千代田区役所 保健福祉部健康推進課保健予防係	〒101-0054	千代田区神田錦町3-10
中央区	03-3546-5400	中央区役所 福祉保健部管理課保健係	〒104-8404	中央区築地1-1-1
港区	03-3455-4773	みなと保健所 保健所保健予防課公害補償担当	〒107-0052	港区赤坂4-1-26
新宿区	03-5273-3048	新宿区役所 健康部健康推進課公害保健係	〒160-0022	新宿区新宿5-18-21 第二分庁舎分館
文京区	03-5803-1225	文京区役所 保健衛生部予防対策課保健予防係	〒112-8555	文京区春日1-16-21
台東区	03-3847-9492	台東保健所 健康部生活衛生課公害保健担当	〒110-0015	台東区東上野4-22-8
品川区	03-5742-6747	品川区役所 健康福祉事業部健康課公害補償係	〒140-8715	品川区広町2-1-36
大田区	03-5744-1246	大田区保健所 保健所健康づくり課公害保健係	〒144-8621	大田区蒲田5-13-14
目黒区	03-5722-9407	目黒区役所 健康推進部健康推進課公害保健係	〒153-8573	目黒区上目黒2-19-15
東京都 渋谷区	03-3463-2433	渋谷区役所 (※4/1より渋谷区保健所) 福祉保健部地域保健課公害保健係 (※4/1より保健所地域保健課地域医療係(公害担当))	〒150-8010	渋谷区宇田川町1-1
豊島区	03-3987-4220	豊島区池袋保健所 保健福祉部地域保健課公害保健係	〒170-8422	豊島区東池袋1-18-1
北区	03-3908-9019	北区役所 健康福祉部障害福祉課公害保健係	〒114-8508	北区王子本町1-15-22
板橋区	03-3579-2303	板橋区保健所 健康いきがい部予防対策課公害保健グループ	〒173-0014	板橋区大山東町32-15
墨田区	03-5608-6190	墨田区役所 福祉保健部保健衛生担当保健計画課公害補償担当	〒130-8640	墨田区吾妻橋1-23-20
江東区	03-3647-9564	江東区保健所 保健所健康推進課公害補償係	〒135-0016	江東区東陽2-1-1
荒川区	03-3802-3111 (内線424)	荒川区保健所 健康部保健予防課公害保健係	〒116-8502	荒川区荒川2-11-1
足立区	03-3880-5111 (内線2127)	足立区役所 衛生部衛生管理課公害保健係	〒120-8510	足立区中央本町1-17-1
葛飾区	03-5654-8564	葛飾区保健所 保健所地域保健課公害保健係	〒124-8555	葛飾区立石5-13-1
江戸川区	03-5662-1414	江戸川区役所 健康部健康推進課公害補償係	〒132-8501	江戸川区中央1-4-1
横浜市	045-671-2493	横浜市役所 健康福祉局保健事業課公害保健担当	〒231-0017	横浜市中区港町1-1
川崎市	044-200-2488	川崎市役所 健康福祉局保健医療部環境保健課	〒210-8577	川崎市川崎区宮本町1
富士市	0545-55-2739	富士市役所 保健部保健医療課保健総務担当	〒417-8601	富士市永田町1-100
名古屋市	052-972-2689	名古屋市役所 環境局地域環境対策部公害保健課給付係	〒460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1
愛知県	052-954-6209	愛知県庁 環境部環境政策課法規・融資・補償グループ	〒460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2

県市区名	電話番号	所 属	郵便番号	住 所
四日市市	059-354-8278	四日市市役所	〒510-8601	四日市市諏訪町 1-5
大阪府	大阪市	大阪市保健所	〒545-8515	大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000
	豊中市	豊中市役所	〒560-0023	豊中市岡上の町 2-1-15
	吹田市	吹田市役所	〒564-8550	吹田市泉町 1-3-40
	守口市	守口市市民保健センター	〒570-0033	守口市大宮通 1-13-7
	東大阪市	東大阪市保健所	〒578-0941	東大阪市岩田町 4-3-22-300
	八尾市	八尾市役所	〒581-0003	八尾市本町 1-1-1
	堺市	堺市役所	〒590-0078	堺市堺区南瓦町 3-1
神戸市	078-322-5248	神戸市役所	〒650-8570	神戸市中央区加納町 6-5-1
尼崎市	06-4869-3019	尼崎市役所	〒660-0052	尼崎市七松町 1-3-1-502
倉敷市	086-426-3398	倉敷市役所	〒710-8565	倉敷市西中新田 640
岡山県	086-226-7339	岡山県庁	〒700-8570	岡山市内山下 2-4-6
北九州市	093-522-8722	北九州市役所	〒802-8560	北九州市小倉北区馬借 1-7-1
大牟田市	0944-41-2669	大牟田市役所	〒836-8666	大牟田市有明町 2-3

(第二種地域 (うち慢性ヒ素中毒症))

県市区名	電話番号	所属	郵便番号	住所
島根県	0852-22-5254	島根県庁	〒690-8501	松江市殿町 1
宮崎県	0985-26-7082	宮崎県庁	〒880-8501	宮崎市橘通東 2-10-1

2.

		熊本県	鹿児島県	新潟県	新潟市
医療事業	医療手帳	医療 51433019 介護 88433016	51463016 88463013	51153013 88153010	
	水俣病被害者手帳 (療養手当あり)	医療 51433019 介護 88433016	51463016 88463013	51153013 88153010	
	水俣病被害者手帳 (療養手当なし)	医療 51433027 介護 88433024	51463024 88463021	51153021 88153028	
	保健手帳	医療 51433027 介護 88433024	51463024 88463021	51153021 88153028	
申請者医療事業		医療 51433035 介護 88433032	51463032 88463039	51153039 88153036	51153047 88153044
メチル水銀健康影響調査研究事業		医療 51433043 介護 88433040			

事務連絡
平成23年3月29日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する 診療報酬等の請求の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願ひしたい。

記

1 平成23年3月診療分に係る診療報酬等の請求について

平成23年3月診療分に係る診療報酬等の請求については、今回の地震による被災により診療録等を滅失又は棄損した場合、あるいは地震発生直後における診療行為については十分に把握することが困難である場合の対応として、下記(1)又は(2)の場合において下記により概算請求を行うことができるものとする。

(1) 診療録等の滅失等の場合の概算による請求

今回の地震により診療録等を滅失又は棄損した保険医療機関、保険薬局又は訪問看護ステーションについては、平成23年3月11日以前の診療等分については概算による請求を行うことができるものであること。

この場合にあつて、同年3月12日以降に診療等を行ったときは、同年3月12日以降の診療等分については原則として通常の手続きによる請求を行うこと。

(2) 被災後に診療を行った場合の概算による請求

災害救助法適用地域(東京都の区域を除く。)に所在する医科に係る保険医療機関であつて、平成23年3月12日以降に診療を行ったものについては、当該保険医療

機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、同月1か月分を通して概算による請求を行うことができるものであること。

(3) 通常の手続きによる請求を行う方法

上記(1)及び(2)による場合以外については、下記3により、診療報酬等の請求を行うものとする。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を選択する保険医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成23年4月13日までに概算による請求を選択する旨、各審査支払機関に届け出ること。

(2) 診療報酬等の算出方法

原則として平成22年11月診療等分から平成23年1月診療等分までの診療報酬等支払実績により(当該保険医療機関等について特別な事情がある場合には、別途保険医療機関等と調整をする。)、下記①から③により算出し、それを合計して支払を行うこととなる(③を加算することができるのは上記1(2)の請求を行う医科に係る保険医療機関のみ)ため、各保険医療機関等においては、別紙の様式により、当該保険医療機関等の平成23年3月の入院、外来別の診療実日数(※1)を合わせて届け出るものとする。

なお、保険薬局又は訪問看護ステーションについては、外来分として取り扱うものとする。

① 入院分

$$\begin{array}{r} \text{平成22年11月～平成23年1月} \\ \text{入院分診療報酬等支払額} \\ \hline 92 \end{array} \times \begin{array}{l} \text{平成23年3月の入院診療} \\ \text{実日数(※1)} \end{array}$$

② 外来分

$$\begin{array}{r} \text{平成22年11月～平成23年1月} \\ \text{外来分診療報酬等支払額} \\ \hline 70 \end{array} \times \begin{array}{l} \text{平成23年3月の外来診療} \\ \text{実日数(※1)} \end{array}$$

(※1) 上記1(1)の請求を行う保険医療機関等については、平成23年3月1日までの診療等実日数。

- ③ 平成23年3月12日以降の診療増（入院診療の増加、地震発生直後における時間外診療分）及び一部負担金等の猶予分

$$\frac{\text{平成22年11月～平成23年1月 入院分診療報酬等支払額}}{92} \times \text{平成23年3月12日以降 の入院診療実日数} \times (0.05 + 0.038)$$

$$+ \frac{\text{平成22年11月～平成23年1月 外来分診療報酬等支払額}}{70} \times \text{平成23年3月12日以降 の外来診療実日数} \times (0.047 + 0.038)$$

- (3) 上記1(1)に該当する保険医療機関等であって、上記1(2)に規定する地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各審査支払機関に提出すること。
- (4) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれること。
- (5) この方法による請求を選択した保険医療機関等については、この方法による概算額をもって平成23年3月分の診療報酬等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 請求書の提出期限について

平成23年3月診療分（4月提出分）に係る診療報酬請求書等の提出期限については、災害救助法の適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する保険医療機関等に限り、平成23年4月13日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

- #### (2) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて
- 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。

- ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。
- ② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。
- ③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に東ねて、請求するものとする。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、一括して所定事項を記載すること。

(3) 医療機関の窓口において一部負担金の支払いを猶予したものに関する取扱い

- ① 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（平成23年3月15日付け医療課事務連絡）により一部負担金等の支払いを猶予された者については、当該猶予措置等の対象となる明細書と猶予措置等の対象とならない明細書を別様にして請求すること。

なお、猶予措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災1」と記載するとともに、猶予措置等に係る明細書と猶予措置等の対象とならない明細書の双方を2枚1組にし、通常の本細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、猶予措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災2」と記載すること。

また、猶予措置等に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき、記載すること。

- ② 一部負担金等の猶予をしたときには、患者負担分がゼロであるため、保険優先の公費負担医療（特定疾患治療研究事業【法別番号51】などの「公費併用レセプト」となるもの。）の対象にならない。このため、一部負担金等の支払を猶予した場合には、従来、公費併用レセプトとして請求する方のものであっても、明細書は医保単独として取り扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載を要しない。

(参考) 被保険者証の記号・番号は不明で、かつ、一部負担金等を猶予した場合には、**不詳**「災1」と記載することとなる。

(4) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成23年4月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

4 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプ

トにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。(電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。)

- 5 4月診療分及び5月診療分の診療報酬等の請求の取扱いについて
4月診療分及び5月診療分の診療報酬等の請求の取扱いについては別途連絡すること。

(別紙)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う被災に関する概算による
診療報酬請求に関する届出書(平成23年3月診療分)

保険医療機関コード・薬局コード・ステーションコード	
東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う被災に関する概算による診療報酬の請求を行いたいので、次のように届け出ます。	
平成 年 月 日	
保険医療機関等の 所在地及び名称 :	
開設者名・事業者氏名 :	印
審査支払機関 殿	
1 次のうち、該当するものに○を付すこと。	
ア 診療録が滅失又は棄損した保険医療機関、保険薬局等(3月12日以降診療を行った医科に係る保険医療機関については、同日以降の診療について通常の方法で請求するもの)	
イ 災害救助法適用地域(東京都の区域を除く)に所在する保険医療機関(医科)であって、3月12日以降に診療を行い、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難なため、3月の1ヶ月分を通して概算による請求を行うもの	
2 平成23年3月の診療実日数を記入すること。	
[入院・外来別診療実日数] (外来診療実日数)	(入院診療実日数)
3月分 ____日間(11日以前)	3月分 ____日間(11日以前)
____日間(12日以降)	____日間(12日以降)